

各学校法人理事長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱等の改正について（通知）

標記要綱について、別添のとおり一部改正されましたので通知します。

なお、主な改正内容は下記のとおりです。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『各学校への通知及びお知らせ等について』に掲載していますので、次のアドレスから閲覧いただき、取扱いに遺漏のないようお願いします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/syoutyuukou/tuuti.html>

記

○ 交付要綱の主な改正内容について

財産処分の知事の承認の弾力化及び明確化を図るために制定した「大阪府府民文化部私学・大学課所管補助金等に係る財産処分承認基準」の施行に伴い、財産処分等承認申請書の様式の削除を行う。（大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱第 11 条関係、大阪府私立高等学校等「実践的英語教育」強化事業費補助金交付要綱第 12 条関係及び大阪府私立高等学校経営推進費補助金交付要綱第 13 条関係）

お問い合わせ先

大阪府府民文化部私学・大学課
小中高振興グループ 山崎、小田、當麻
TEL：06-6210-9274（直通）